

何故、対EU輸出水産食品に係る 加工施設認定は困難なのか

平成24年10月2日

大日本水産会
技術顧問
田口博人

対米水産食品輸出に係る経緯

- 平成9年12月18日から米国は自国に輸入する水産食品にHACCP管理を要求
- FDAの水産食品HACCP規則に基づき、「大日本水産会も厚生労働省と同じ並びで証明書を発行できる」ことが判明
- 大日本水産会で対米水産輸出関係者を対象にHACCP講習会・水産加工施設の認定開始

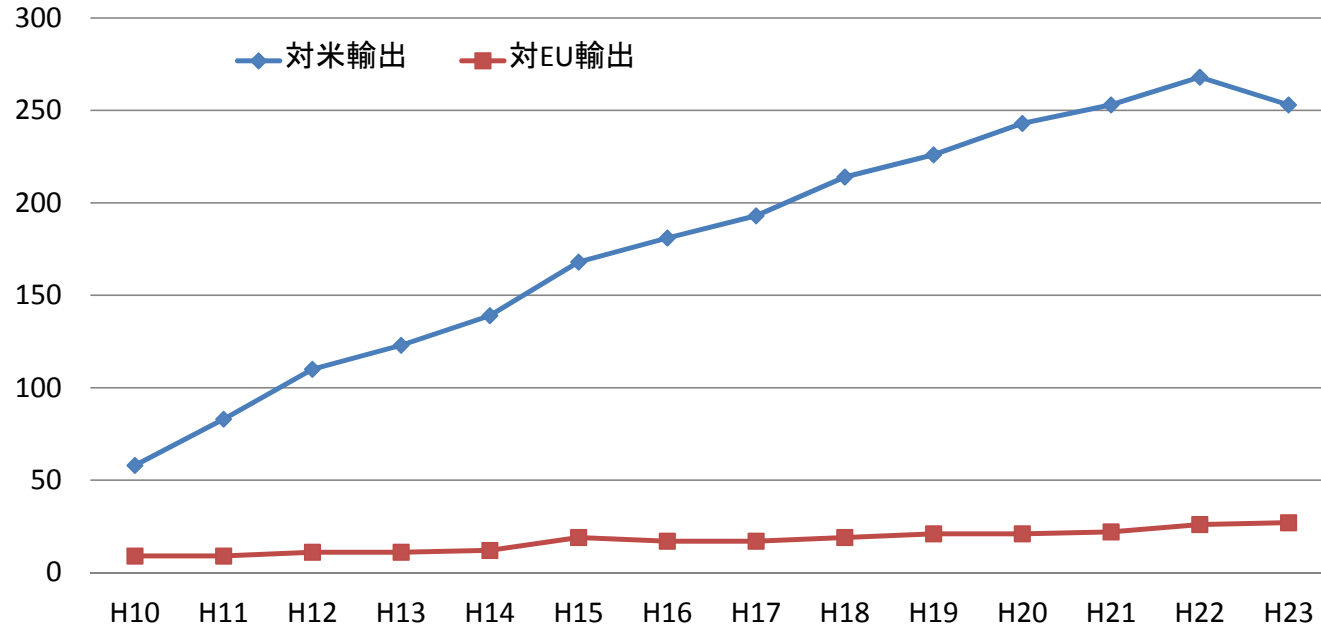
対EU水産食品輸出に係る経緯

- 平成7年3月EUによる水産加工施設等の査察
- HACCPによる管理が行われていないなどの指摘
- ホタテについてはEUの定める要件に不適合
- 平成7年4月にEUはホタテの輸入禁止
- 平成15年3月ホタテ輸出再開
- 「対EU輸出水産食品の取り扱い要領」の改訂
- 平成17年9月錦鯉査察(現場で査察は中止)

漁船、市場、養殖場、加工場の登録 又は認定の有無

	漁船の登録	市場の登録	養殖場の登録	加工場の認定
米国に輸出	×	×	×	○
EUに輸出	○	○	○	○
我が国で登録 又は認定行う 者	都道府県 水産部	都道府県知事 等 (都道府県知 事、保健所設 置市長、特別 区長)	都道府県水産 部	都道府県知事 等 (都道府県知 事、保健所設 置市長、特別 区長)

HACCP認定施設の推移



年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
対米輸出	58	83	110	123	139	168	181	193	214	226	243	253	268	253
対EU輸出	9	9	11	11	12	19	17	17	19	21	21	22	26	27

日本 27施設 ÷ 17年 = 1.6施設

インドネシア 170施設 ÷ 12年 = 14.2施設

米国に水産食品を輸出する場合

- 米国輸入業者の検証(水産食品HACCP規則123.12)
- 覚書(MOU)締結国からの輸入
- 覚書(MOU)非締結国からの輸入
- 製品仕様書と次の6通りのいずれか。
 - ①HACCPと一般的衛生管理のモニタリング記録
 - ②外国の検査官庁又は能力ある第3者機関の証明書(厚生労働省、大日本水産会の証明書)
 - ③米国輸入業者が外国の加工業者の施設を定期的に検査
 - ④輸入水産食品のHACCPプラン及び水産食品HACCP規則が守られているという保証書
 - ⑤輸入された水産食品の定期的な検査とHACCP規則に従って加工されたことの保証書
 - ⑥HACCP規則の遵守と同等の保証レベルを提供するその他の適切な検証方法

対米輸出水産加工施設数は、対EU輸出の20倍以上か。

- FDA査察予定先のうち大日本水産会又は厚生労働省のHACCP認定を受けている水産加工施設は全体の1/3～1/4と推定。
- 3年前予告30→10(大水+厚生労働省)
- 2年前予告25→6(大水+厚生労働省)
- 平成23年253施設(大水+厚生労働省)
- 対米輸出水産加工施設は、少なくとも500以上
- EU輸出関係の水産加工施設等は27(うち冷凍・冷蔵2施設、原料保管庫1)

対EUホタテ輸出再開に係る手順

- 日本側による対EUホタテ輸出に係る登録・認定システムの構築(生産海域の特定、貝毒モニタリングポイント等の決定、陳列・せり売りによらない方法の確立、ホタテ加工施設のHACCPによる管理など)
- EUによる査察(問題あれば指摘に基づき再構築、問題なければ次のステップに進む)
- EUに代わり日本側の行政が登録・認定を行う。
- 日本側の行政が登録・認定を行うようになった後、EUは3年ごとに査察を実施し、日本側のシステムの運用に問題ないかチェックする。
- (これで、EUへのホタテの輸出は、円滑に……)

※EUの場合は、認定・登録は国のみ

対EU輸出水産食品に係る認定加工施設

区分	水産食品の内容等	施設数	認定者
1	冷凍ホタテ貝柱・卵付き	6	北海道⑤、青森市①
2	精製油	5	函館市①、茨城県②、宇都宮市① 岡山市①
3	魚肉ねり製品	6	千葉県①、大阪市①、姫路市③ 広島市①
4	冷凍サバ・サメブロック	2	茨城県①、静岡市①
5	冷凍ハマチフィレーなど	4	愛媛県①、熊本県①、宮崎県①、鹿児島県①
6	冷凍食品	1	宮城県①
7	冷凍・冷蔵	2	北海道①、広島県①
8	原料保管庫	1	江東区①

厚生労働省資料「対EU輸出水産食品取扱認定施設」を基に作成

「認定施設」とは

「認定施設」とは、食品事業者の施設について都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定した加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設。
ただし、「登録施設等」及び温度管理を必要としない製品保管のみを行う施設は除く。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成22年10月） P2

対EU輸出水産食品に係る各国の認定加工施設数等

国名	米国	中国	インド	タイ
認定加工施設数	947	567	237	290
認定者	FDA	—	商業省	水産局
国名	インドネシア	韓国	スリランカ	日本
認定加工施設数	170	64	29	27
認定者	海洋水産省	農林水産食品部	—	都道府県知事等 (都道府県知事 保健所設置市長 特別区長)

対EU水産物輸出に係るHACCP認定加工場数は、日本の衛生管理のレベルからすれば少なすぎるのではないかと。

昨年、インターネットでEUに水産物を輸出している国・地域の対EU輸出にかかる水産加工施設、加工船、冷凍船の数が検索できることが判明

- ・水産加工施設においては、日本は33位でベトナム、モロッコ、タイ、インド、ペルー、インドネシア、チリー、トルコ、バングラデッシュ、クロアチア、大韓民国、エクアドル、南アフリカ、フィリピン、台湾、マダガスカル、スリランカ、以下

対EU水産物輸出に係る各国のHACCP認定(認証)加工場数等
(加工場数 順位1～11)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
1	米国	947	83	89	0
2	カナダ	627	38	0	0
3	中国	567	7	172	0
4	ベトナム	393	0	0	0
5	モロッコ	358	0	348	0
6	タイ	290	0	0	0
7	インド	237	0	0	3
8	ペルー	195	3	0	0
9	チリー	174	16	0	55
10	インドネシア	170	0	7	0
11	アルゼンチン	142	53	161	12

大日本水産会ホームページ資料を基に作成

対EU水産物輸出に係る各国のHACCP認定(認証)加工場数等
(加工場数 順位12~22)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
12	チュニジア	107	0	106	0
13	ニュージーランド	91	15	39	60
14	トルコ	86	0	3	0
15	ロシア	79	135	160	0
16	オーストラリア	77	199	4	37
17	バングラデッシュ	75	0	0	0
18	イラン	70	0	15	0
19	クロアチア	69	0	0	18
20	ブラジル	66	20	0	4
21	大韓民国	64	108	158	4
22	セネガル	61	0	77	0

対EU水産物輸出に係る各国のHACCP認定(認証)加工場数等
(加工場数 順位23~32)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
23	エクアドル	60	0	40	0
24	グリーンランド	58	13	4	4
25	南アフリカ	51	22	188	9
26	モーリタニア	44	0	89	0
27	メキシコ	42	0	21	0
28	フィリピン	36	0	46	3
29	台湾	34	0	133	0
30	スリランカ	29	0	0	0
31	マダガスカル	27	0	42	5
32	アルジェリア	27	7	0	0
33	日本	25	0	109	2

対EU水産物輸出に係る各国のHACCP認証(認定)加工場数等
(加工場数 順位34～44)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
34	ナミビア	25	38	19	2
35	マレーシア	23	0	0	0
36	オマーン	21	0	0	0
37	ウガンダ	20	0	0	3
38	ヴェネズエラ	19	0	17	0
39	パナマ	17	7	54	1
40	イエメン	16	0	0	0
41	タンザニア	15	0	0	0
42	アルバニア	15	0	0	0
43	ガーナ	13	0	28	0
44	ミャンマー	13	0	0	0

米国と我が国における食中毒死者と対EU輸出水産食品に係る加工施設認定数

	食中毒による死者(年間)	加工施設認定数
米国	3,000人 (米国、食品安全強化法資料)	948
日本	0人～数人	27

米国の食中毒による死者数及び米国の水産加工施設の衛生管理の状況からすれば、我が国の加工施設認定数27は、余りにも少なすぎるのではないか。

※米国の水産加工施設の衛生管理の状況は次のスライド

米国の水産加工場の衛生管理状況等

- 水産加工場の床の高さは地面と同じ
- 水産加工場には簡単に入れて、簡単に出れる。
- 従業員は、自宅からの服装のまま作業
- 素手でフィレやパン粉の取り扱いに従事
- 工場内の仕切りはないかあっても簡易的な仕切り
- エアーシャワはない。(他国も同様、日本だけか)
- (外見は立派な工場、.....)

米国食品安全強化法

1.米国食品安全強化法の制定の背景

- ①食中毒患者が毎年4800万人発生、12万人が入院、3000人が死亡。
- ②FDA(米国食品医薬品局)には強制的リコール権がないなど権限及び体制が十分でない。

2.食品安全強化法の基本的な枠組み

- ①事後的対応から予防措置へのシフト②検査の強化
- ③輸入食品への対応強化

3.食品安全強化法に関する情報

①JETRO

米国食品安全強化法の概要及び分析(2011年10月)

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/reports/07000726

（最終改正 食安発1014第1号
22消安第5965号
22水漁第1363号
平成22年10月14日）

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

対EU輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成19年4月12日付け食安発第0412001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、18消安第15038号農林水産省消費・安全局長通知、18水漁第3077号水産庁漁政部長通知。以下「旧通知」という。）により対EU輸出水産食品加工施設に関する認定等を行っているところであるが、先般、EUにおける食品衛生及び水産動物衛生に関する規則の一部が改正され、昨年10月及び12月に施行されたところである。

対EU輸出水産食品の取扱要領

平成22年10月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

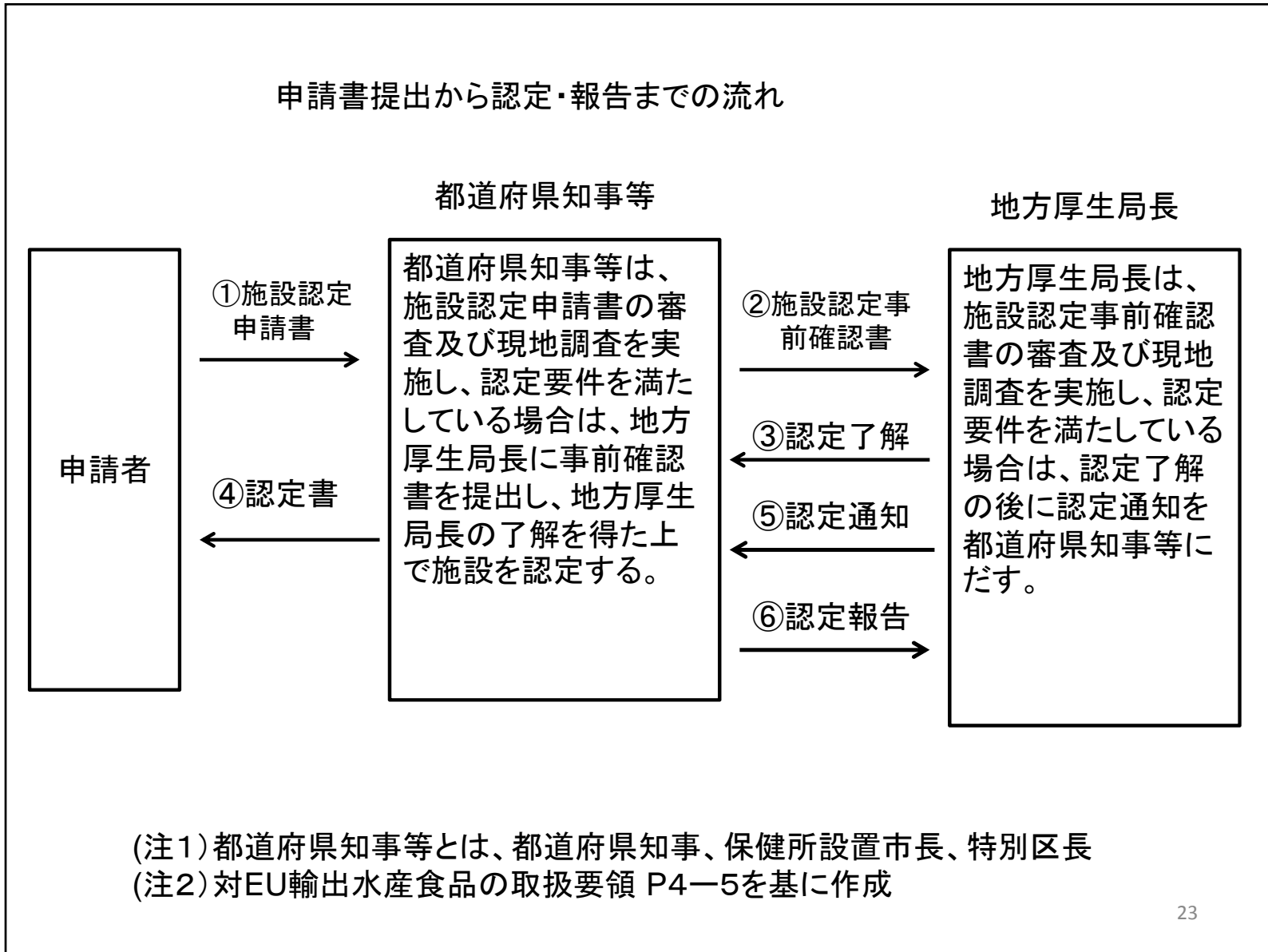
農林水産省消費・安全局

水産庁

認定施設に係る手続き

1. 申請者は「対EU輸出水産食品取扱施設認定申請書」を都道府県知事等に提出
 2. 都道府県知事等は施設認定申請書について指名食品衛生監視員に書類審査を行わせ、問題ない場合は施設の現地調査を行わせる。
 3. 都道府県知事等は、上記2の書類審査及び現地調査結果、施設が認定要件を満たしている場合は、地方厚生局長に事前確認書を提出、地方厚生局長の了解を得たうえで、当該施設に認定番号を付して申請者に「対EU輸出」水産食品取扱認定書」を送付
 4. 上記3の場合、地方厚生局長は、都道府県知事等から示された書類を審査し、指名食品衛生監視員とともに現地調査を実施の上、要件を満たしている場合は、都道府県知事等に別紙様式4(対EU輸出水産食品取扱施設の認定について)により通知
- (出典)対EU輸出水産食品の取扱要領 P4-P5

申請書提出から認定・報告までの流れ



(注1) 都道府県知事等とは、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長

(注2) 対EU輸出水産食品の取扱要領 P4-5を基に作成

対EU輸出水産食品取扱施設認定関係書類等

様式区分	文書件名	発信者	発信先
別紙 様式1	対EU輸出水産食品取扱施設認定申請書	申請者	都道府県知事、 保健所設置市長、 特別区長
別紙 様式2	対EU輸出水産食品取扱施設認定事前確認書	都道府県知事、 保健所設置市長、 特別区長	〇〇厚生局長
別紙 様式3	対EU輸出水産食品取扱施設認定書	都道府県知事、 保健所設置市長、 特別区長	申請者
別紙 様式4	対EU輸出水産食品取扱施設認定について	〇〇厚生局長	都道府県知事、 保健所設置市長、 特別区長

対EU輸出水産食品取扱養殖場・漁船登録申請

様式区分	文書件名	発信者	発信先
別紙 様式16	対EU輸出水産食品取扱 養殖場 登録申請書	申請者	都道府県知事
別紙 様式17	対EU輸出水産食品取扱 漁船 登録申請書	申請者	都道府県知事

加工施設の認定者である「都道府県知事等」とは
次の1～3の地方自治体の長

1. 都道府県知事(47)
2. 保健所設置市長(69)
3. 特別区長(23) $47 + 69 + 23 = 139$

※保健所設置市(69)の内訳は
政令指定都市(20)、中核市(41)、
政令で定める市(8)

政令指定都市(20)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、
静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、
大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島
市、福岡市、北九州市、熊本市

中核市(41)

函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、
郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎
市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、長野
市、富山市、金沢市、岐阜市、豊橋市、大津
市、東大阪市、高槻市、豊中市、姫路市、西
宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、
福山市、下関市、高松市、久留米市、長崎市
大分市、宮崎市、鹿児島市

保健所を設置できる政令で定める市(8)

小樽市、八王子市、町田市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市、佐世保市

特別区(東京都23区)

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、
台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、
大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並
区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、
足立区、葛飾区、江戸川区、

地方厚生局一覽(1)

名称	所在地	管轄区域
北海道厚生局	札幌市	北海道
東北厚生局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県(6県)
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野 県(10都県)
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県(6県)

地方厚生局一覽(2)

名称	所在地	管轄区域
近畿厚生局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県 (6府県)
中国四国厚生局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛知県、高知県 (9県)
九州厚生局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県)

食品衛生監視員とは

1. 食品衛生監視員（食品衛生法第30条）
厚生労働大臣又は都道府県知事等が任命
2. 食品衛生監視員の資格（食品衛生法施行令第9条）
 - ①獣医師、薬剤師、医師、歯科医師
 - ②医学、薬学、歯学、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修めて卒業した者
 - ③その他

食品衛生監視員

- 食品衛生監視員数(平成21年度全国)で7,820人
- 専任の食品衛生監視員数 1,343人
- 消費地は、専任の食品衛生監視員が多い。
- 生産地では、多くの仕事を行っている。
 - ①食品衛生監視員 ②狂犬病予防員
 - ③環境衛生監視員 ④産業廃棄物 ⑤その他
- 指名食品衛生監視員は、他の仕事も兼務

認定の実務を担う指名食品衛生監視員とは

- ・厚生労働省医薬食品局安全部長は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、厚生労働省が実施する講習会を受講された上で適当と認められた場合、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。

指名食品衛生監視員の職務

- ・認定を希望する施設について書類審査及び現場審査
- ・地方厚生局への報告作成・説明
- ・地方厚生局との現場調査
- ・認定後は、製品出荷の立ち会い
- ・4カ月に1回以上の認定済み加工施設の監視及び監視結果の地方厚生局への報告
- ・EU査察の立ち会い、EU査察官の質問への対応
- ・その他の仕事(食品衛生監視員など)

(注) 地方自治体も上記に対応できる指名食品衛生監視員の確保・配置が必要

対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定者 及び指名食品衛生監視員

区分	都道府県知事	保健所設置市長	特別区長	合計
数	47	69	23	139

認定者数 139の地方自治体

指名食品衛生監視員数(注) 約1800人

(注)平成22年度 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業
総合推進検討会結果報告 P 3

対EU輸出水産食品の取扱要領に係る経緯(1-1)

- 1.平成5年7月厚生省は、EC委員会農業総局との協議の結果、「対EC輸出水産食品の取扱要領」を定め、今後はこれに基づき施設の認定・衛生証明書の発行等を実施
- 2.平成7年7月厚生省は、EU委員会農業総局との協議の結果、「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂
- 3.平成13年2月厚生労働省は、「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂
- 4.平成18年3月厚生労働省及び水産庁は、「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂

対EU輸出水産食品の取扱要領に係る経緯(1-2)

- 5.平成19年4月厚生労働省,農林水産省及び水産庁は「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂
- 6.平成21年6月厚生労働省,農林水産省及び水産庁は「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂
- 7.平成22年10月厚生労働省,農林水産省及び水産庁は、「対EU輸出水産食品の取扱要領」を改訂

対EU輸出ホタテに係る経緯

- 1.平成2年5月:フランスは我が国からのホタテの輸入
禁止(まひ性貝毒検出)
- 2.平成4年3月:EC(現EU)は我が国からのホタテの輸入
禁止
- 3.平成6年6月:EUは我が国からのホタテの輸入禁止を
解除
- 4.平成7年4月:EUは同年3月の査察結果に基づき、我
が国からのホタテの輸入禁止
- 5.平成14年6月:EUは平成13年9月の査察結果に基づ
き、我が国からのホタテの輸入禁止を
解除(実際に解除になったのは平成15年3月)

インドネシアにおける対EU水産食品輸出 対応等

- 平成7年2月から2年間海洋水産省の前身の水産総局にJICA専門家として在籍、当時は水産総局職員は食品衛生には全く関心を示さず
- 平成12年水産総局を海洋水産省に改組
- 数年前に海洋水産省高官から対EU水産物輸出に係る認定加工場数は136との発言
- 併せて、水産物は品質・衛生が重要との発言
- 水産物の輸出・輸入の品質・衛生面での対応は一元的に海洋水産省で実施

タイ国における対EU水産物輸出対応等

- 輸出水産物の品質・衛生は一元的に水産局で対応
- 養殖池や輸出関連水産加工場は水産局職員が指導
- タイの対EU輸出水産加工場は日本よりも衛生管理のレベルが必ずしも高いとはいえない。
- 人件費の関係もあり、作業は人の手により実施する部分が多い、日系企業も同様
- 養殖エビのトレサビリティは機能
- EU査察に対しては、水産局職員が問題意識をもって対応（女性職員はEU査察官に対し闘志満々、日本と異なるのではないか。）

韓国における対EU水産物輸出対応等

- 国内の水産加工場のHACCP認定(認証)は厚生労働省が実施、対EU水産物輸出にかかる水産加工場及び加工船の認定は、農林水産食品部で実施。
- 対EU水産物輸出にかかる水産加工場HACCP認定の取得は国内流通水産加工場のHACCP認定よりも容易であるが、EU輸出のみに限り有効。
- 従業員20人以上の水産加工施設には、HACCP導入を義務化との情報もある。
- 日本で対EU輸出水産加工場のHACCP認定が困難なのは日本国内の問題(韓国担当者の発言)

FDA査察

1.FDAから直接、査察対象施設に連絡

①会社の概要等(1日目午前中)

②一般的衛生管理の実施状況のチェック
(1日目午後、2日目午前)

③HACCP(1日目午後、2日目午前)

④指摘事項、回答先(2日目午前)

⑤一人又は二人の査察官で対象施設調査

大日本水産会のFDA査察対応(1)

1. FDAからFAX等で査察の通知が加工施設にあった場合は、直ちに大水に連絡するように周知。
2. 査察の予告は6月ごろにあり、査察は11月又は12月に実施。
3. 大水は、これまで得られた査察の概要メモを査察予告を受けた者に送付。併せて大水講習会で使用した資料につき関係する部分を教示。

大日本水産会のFDA査察対応(2)

4. HACCPプランについては、大水も協力し英訳
5. 査察の際には、大水関係者が立ち会い、必要に応じて査察を受ける者を援護(こういう事例も)
6. 査察2日目の午前中の終わりに査察官から指摘事項が文書であるが、当該指摘事項には期限まで回答するように指示

地方自治法の改正(1)

- 平成12年(2000年)の地方自治法の改正により機関委任事務が廃止され、地方自治体の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。対EU輸出水産食品関係事務は、機関委任事務から自治事務になった。

機関委任事務

- 法律又は政令により、国又は他の地方公共団体などから都道府県知事、市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いた事務
 1. 法律・政令により事務処理が義務づけられている事務
例：飲食店営業許可の事務、国民健康保険関係の事務
 2. 法律、政令に基づかずに任意でおこなう事務
例：各種助成金等（乳幼児医療費補助など）

法定受託事務

- 本来、国や都道府県が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため法令によって、国の場合は都道府県、市町村と特別区に、都道府県の場合は市町村と特別区に処理を委任する事務。前者を第1号法定受託事務、後者を第2号法定受託事務という。機関委任事務と異なり国の事務ではなく、地方公共団体の事務であり、国と地方公共団体、都道府県と市町村という、互いに独立した行政主体間の協力関係を前提として構成されている。
- 第1号法定受託事務(国政選挙、戸籍、旅券交付などの事務)
- 第2号法定受託事務(地方選挙などの事務)

地方公共団体と地方自治体について

- 地方公共団体とは、都道府県や市町村のように、一定の地域を基礎とし、その地域内における住民を構成員として、その地域における行政を行うために、国から分与された自治権を行使することを目的とする団体。多くの法律はこの語(地方公共団体)を用いている。地方自治体・地方自治団体ともいう。
- 地方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別する。都道府県と市町村が前者であり、特別区・地方公共団体の組合・財産区及び地方開発事業団等が後者である。

加工施設の認定が進まない 場合の地域経済への影響(1)

- ・水産加工品は、沿岸域で生産されるものを原料としているものも多く、漁業者、加工業者、運送業者、加工に従事する者など地域の人々の経済に大きな影響を与えるものもある。ホタテの場合は、外国からの需要が強いが、我が国の加工施設の認定システムが円滑に機能しないために外国の要求に十分こたえられない事例が発生している。(続く)

加工施設の認定が進まない 場合の地域経済への影響(2)

- ・また、我が国で水揚げされたサケは、対EU輸出向けに認定された加工施設がないために、中国に輸出され、フィレーに加工し、そのうちの約9割は欧米に輸出されており、加工による恩恵は中国の加工業者が享受している

対EU輸出水産食品取扱施設等の認定に係る問題事例(1)

- 1.チリ沖で周年操業している某会社の加工船は、船籍が東京都中央区の本社にあるため中央区役所(中央区保健所)に加工船の認定をとるために相談に行ったが、全く相手にされず、厚生労働省監視安全課、水産庁にも相談したが解決策はなく、廃船にする予定と聞いている。なお、加工船は、水産加工場と同じ扱いで認定が必要である。

対EU輸出水産食品取扱施設等の認定に係る 問題事例(2)

1. サバを自動的に重量により選別・包装した後 凍結する施設につき、A県は認定に至ったがB県では認定に至らなかった。B県の場合、県は2年間指導したが、その後2年間、県から連絡がないので、その理由を聞いたらHACCPプランができていないためとの返事があり、この加工業者は加工施設の認定取得を断念したと聞いている。

現行の加工施設認定システムの問題点(1-1)

1. 現行の「対EU輸出水産食品の取扱要領」は平成7年のEU査察を踏まえて改訂したものが基本となっており、実施方法は機関委任事務の方法を踏襲したものである。
2. 平成12年の地方自治法の改正により、機関委任事務は廃止され、「対EU輸出水産物に関する事務」は、自治事務となった。
3. これに伴い、加工施設認定の実務を担う地方自治体から輸出水産食品に係る事務は地方自治法第2条第2項の地域の事務に当たらないのではないかなどの疑義が提起されている。

現行の加工施設認定システムの問題点(1-2)

5. 現在の審査は、最初に、都道府県知事等が審査しその後、地方厚生局長が審査する二段階方式である。
6. 申請から認定まで、通常、数年を要する。
7. 加工施設の認定の実務は、139の地方自治体に属する指名食品衛生監視員が実施することになっているが、統一的な認定が可能か。
8. 実務を担う指名食品衛生監視の教育・訓練は実施されているのか。

地方自治法

- ・地方自治法第2条第2項

普通公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。

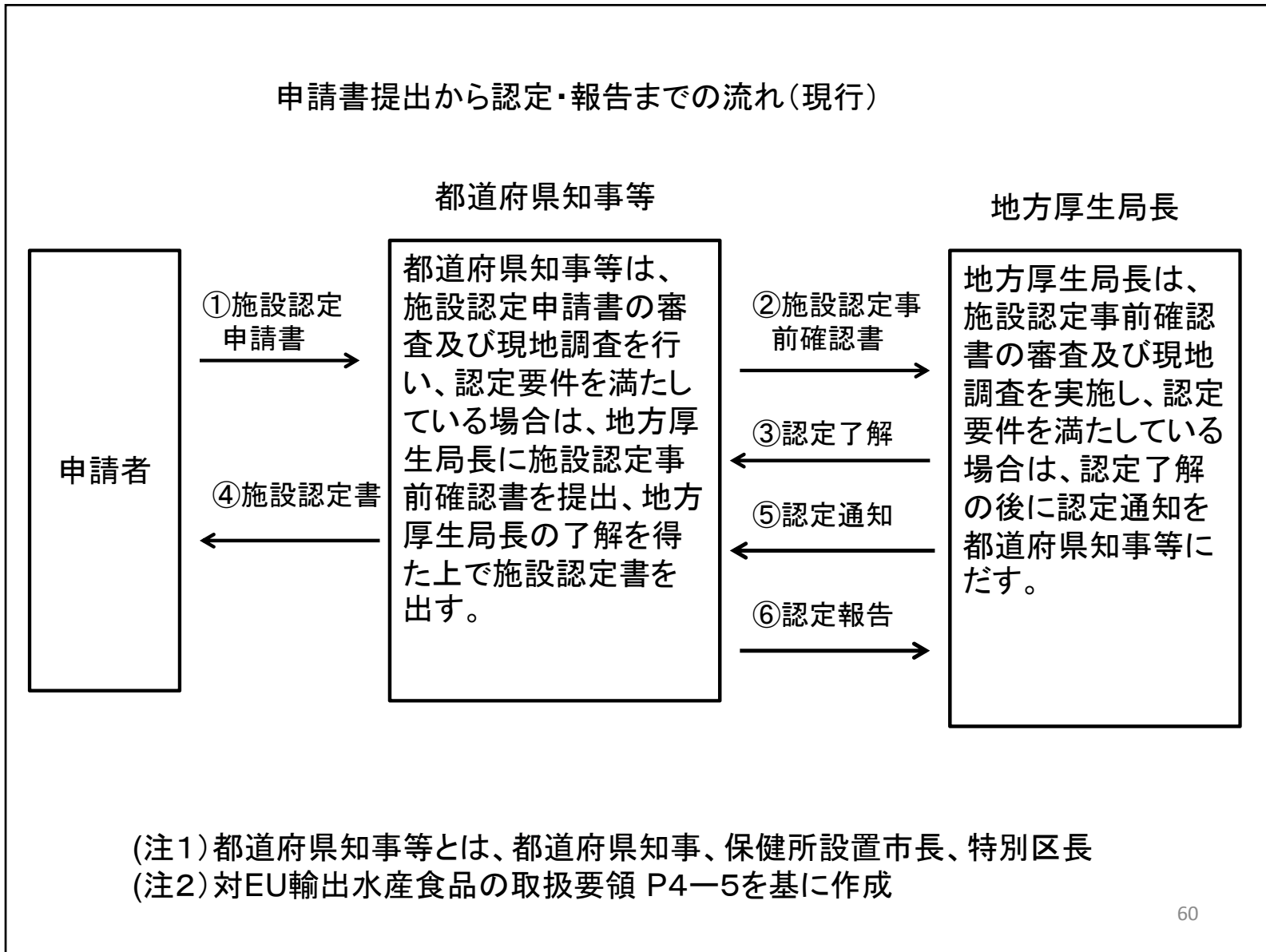
- ・地方自治法第245条の2

普通地方公共団体は、その事務の処理に関して法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

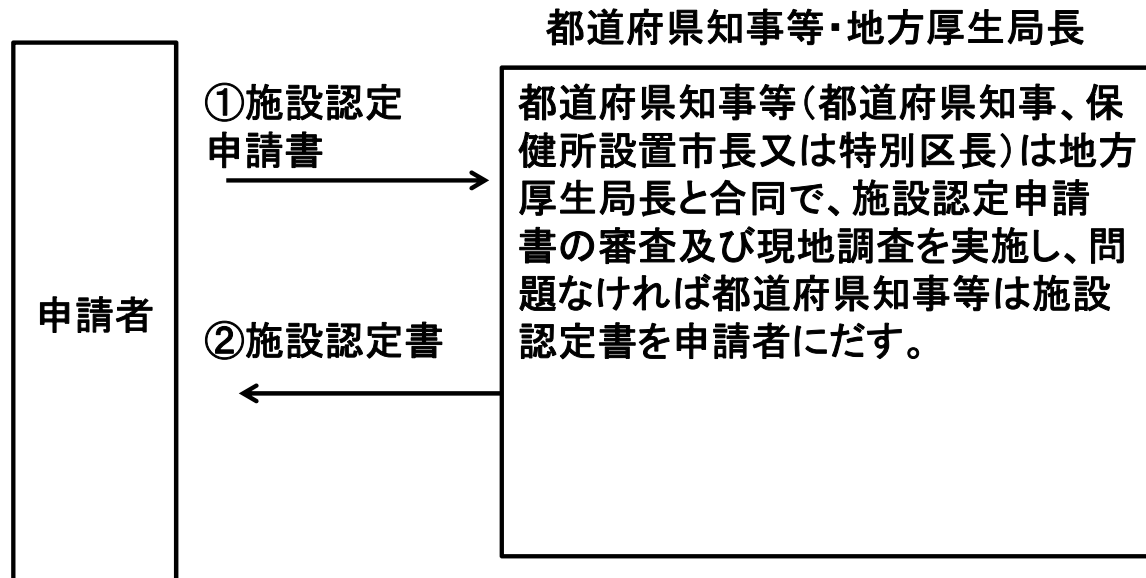
今後の対応への提案について(案)

1. 現行の対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定システムに関する問題点を明らかにする。
2. その結果を踏まえて、現行の認定システムの見直しを行う。
3. 当面は、都道府県知事等と地方厚生局長が合同で、審査を実施し期間の短縮を図る。

申請書提出から認定・報告までの流れ(現行)



申請から認定までの期間の短縮(案)



認定システム見直しのための調査(1-1)

1. 認定システムの見直しのためには、国内での検討のほか外国の調査が必要であれば、これまで収集した情報から、「①韓国の農林水産食品部、②タイ国水産局」などが調査対象としてあげられる。
2. 平成7年のEU査察以来おこなわれている外国調査では総花的な調査であって認定システムの見直しに寄与する余地は少ないので、今後は、調査対象及び調査内容等を十分詰めて、調査に臨む。
3. 時代の推移と共に、調査に求める内容(調査目標など)は、変化しており、調査には工夫が必要。

認定システムの見直しのための調査(1-2)

1.調査内容の例示としては、次のようなものがある。

①加工施設認定に係る国の組織

(何故、FDA,海洋水産省、商業省、農林水産食品部、水産局なのか。我が国で同様なことができるのか。)

②認定システムの全体的な概要

③認定のための書類審査、現地調査を行う者

④検体の採取・検査を行う者

⑤審査員の教育訓練(座学、OJT)

⑥HACCP講習会開催状況

⑦EU査察の対応

⑧その他

大日本水産会の立場と役割

大日本水産会は、民間団体であることから加工施設の認定はできないが、認定システム見直しになど関して次のような協力が可能である。

- 1.外国の認定システムを調査する場合の調査内容等へのアドバイス
- 2.審査員又は加工業者を対象とした講習会への講師派遣
- 3.審査員の書類審査及び現場審査の教育・訓練
- 4.現行の加工施設認定システムの問題点の把握及び関係者への説明
- 5.その他

我が国で実施されている主なHACCP認定の概要

名称	根拠	概要
総合衛生管理製造過程承認制度 (通称マル総)	食品衛生法 第13条	平成8年から実施、対象品目は食品衛生法で製造基準のあるもの。規制緩和の一環として実施。乳、乳製品、食肉製品、魚肉ねり製品、清涼飲料水、容器包装詰加圧加熱殺菌食品
地域公共団体によるHACCP認証	詳細は不明	大部分は一般的衛生管理
対米輸出水産食品に係るHACCP認定	FDAの水産食品HACCP規則	米国に水産食品を輸出する方法は、MOUを締結していない場合、6通りの方法で輸出が可能で、大日本水産会の証明書は、その一つである。 (注)平成18年からは国内流通水産加工品にも適用
対EU輸出水産食品に係るHACCP認定	対EU輸出水産食品取扱要領 (EU指令)	水産加工施設の認定は、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長が実施

HACCPと紛らわしいもの

名称	根拠	概要
HACCP法に基づく高度化計画の認証	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法	平成10年5月制定、食品製造業者がHACCPを導入する際の施設、設備の整備に要する費用に対する融資等の支援でHACCP認定とは直接には関係ない。

「HACCP法に基づく高度化計画の認証」は、非常に誤解を与えやすい名称、以前は、「HACCP法」ではなく「HACCP支援法」であった。

HACCP手法の具体的な内容

1	地方公共団体によるHACCP認証(いわゆる地域HACCP)
2	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度 (いわゆるマル総)
3	民間認証機関によるISO22000認証
4	民間認証機関による認証(ISO22000を除く、SQF2000など)
5	対米輸出水産食品に係る認定施設
6	対米輸出食肉の認定施設
7	対EU輸出水産食品に係る認定施設(HACCP)
8	HACCP法に基づく高度化計画の認定(HACCPではない。)
9	業界団体によるHACCP認証
10	取引先によるHACCP認証
11	自主的な取り組み(第三者又は取引先の認証を受けずに自社の基準や業界団体のガイドライン等に準拠して実施)

(出典) 農林水産省食品産業企画課資料

我が国が輸入水産食品にHACCPによる管理を求めた場合の問題点

- SPS協定（衛生植物」検疫措置の適用に関する協定）の関係から輸入水産食品にHACCPによる管理を求めた場合、国内流通水産食品についてもHACCPによる管理が必要。
- 米国の場合は、輸入水産食品にHACCPによる管理を求めているが、州内だけで取引される水産食品は除外されている。ただし、原料、添加物、包装材等が州外からのものが使用されていれば、その製品は州をまたがった取引に該当するとされている。

対EU輸出関連の市場はHACCPによる管理が必要

- 対EU輸出水産食品の取扱要領(平成22年10月) P97
(別紙様式 13 市場登録申請書様式)

対EU輸出水産食品取扱施設(市場)登録申請書

(6)HACCPに関する資料

ア 標準作業手順

イ 危害分析(HA)に関する資料

ウ 重要管理点(CCP)決定に関する資料

エ 記録に関する資料

HACCPには戦略・戦術が必要

1. 我が国水産業の活性化のために、どのようにHACCPを活用しようとしているのか疑問である。
(諸外国では、HACCPに関する戦略・戦術があるのではないか。)
2. HACCPに関して長期的・短期的な目標などを設定する。
3. HACCPは、国内流通、輸出、輸入の観点から取り組む。

戦略・戦術とは

- ・戦略とは

戦争や政治・社会運動などを行うための全体的な計画、運用の方法

- ・戦術とは

「戦略」に対して部分的、実地的な計画、方法をいう。

三現主義

現場に行って

現物を見て

現実を知る

対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定について(1)

1. 既に判明していること。

- ①諸外国に比較し加工施設の認定数が少ないこと。
- ②申請書提出から認定書取得まで、通常、数年を要すること。
- ③認定の合格ライン(合格点)が高いこと。
- ④認定者は、都道府県知事等で、認定に従事する者は都道府県等に属する指名食品衛生監視員。
- ⑤指名食品衛生監視員は、通常、2年～3年で異動。

対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定について(2)

⑥審査は、最初に都道府県知事等が審査し、その後
地方厚生局長が審査する二段階方式。

2. 判明していないこと

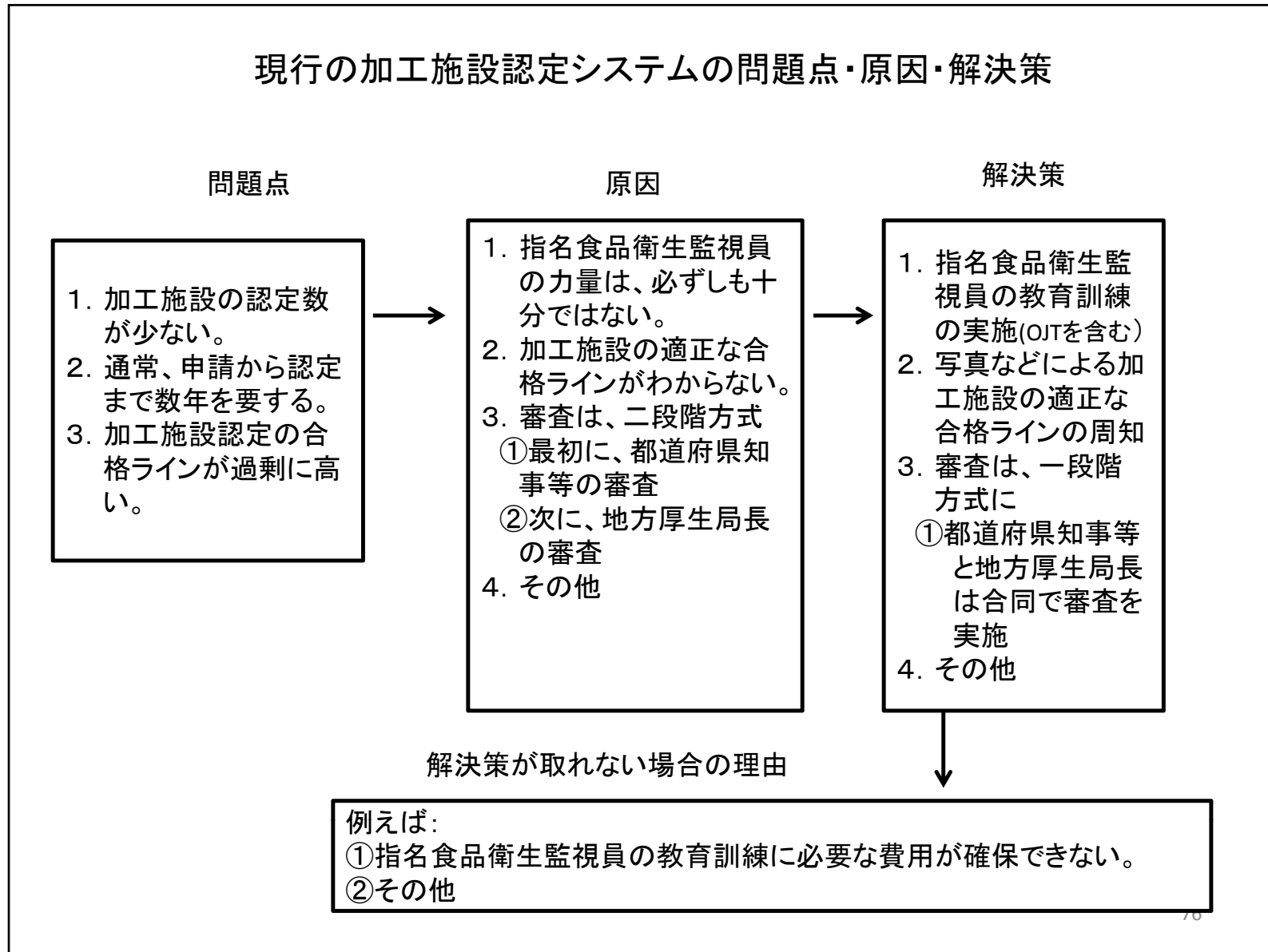
- ① 申請から認定まで、数年も要する理由。
- ② 認定の合格ライン(合格点)が高いことの理由。
- ③ 加工施設認定の適正な合格ライン

対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定について(3)

3. 今後の対応

- ①審査は、二段階方式から一段階方式に改める。
- ②食品衛生監視員に、講習会を1回受講させ上で指名食品衛生監視員としているが、加工施設の認定を行うに必要な力量を得るためには、更に現場を含めた教育・訓練が必要。
- ③対EU輸出水産食品加工施設の合格ラインを把握するため、指名食品衛生監視員に写真など理解し易い方法で周知。
(百聞は一見に如かず)

現行の加工施設認定システムの問題点・原因・解決策



ご清聴ありがとうございました。